

三重県公共工事共通仕様書（平成21年7月）一部改訂

第1編 共通編 第1章 総則

ページ	条	現行	改訂
1-11 ～ 1-12	1-1-15	<p><b>1-1-15 低入札価格調制度の調査対象工事</b></p> <p>請負者は、当該工事を三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める基準価格を下回る価格で落札した場合においては、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負代金の総額)が3,000万円未満(建築一式工事においては、4,500万円未満)であっても、施工体制台帳及び施工体系図を作成し工事現場に備えるとともに、次に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>(1)請負者は、監督員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。</p> <p>また、書類の提出に際して、その内容のヒアリングを求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。</p> <p>(2)請負者は、監督員が工事実態調査資料の提出を求めた場合は、資料の作成を行い、速やかに監督員に提出しなければならない。なお、調査資料については、別途監督員が指示する。</p> <p>(3)請負者は、工事実態調査資料の内容について、監督員が説明を求めた場合には、これに応じなければならない。</p> <p>なお、監督員からその内容の説明を下請負者へも行う場合があるので、請負者は了知するとともに、下請負者に対し周知しなければならない。</p> <p>(4)請負者は、第1編 1-1-23 監督員による検査(確認を含む)及び立会等の第6項に規定する表1-2段階確認一覧表および表1-3施工状況立会一覧表における確認の程度は、重点監督によるものとしなければならない。</p> <p>なお、一般監督による確認の程度を越える施工状況立会については、臨場を机上によるものとし、請負者は、施工管理記録、写真等の資料を整理し、監督員にこれらを提示し確認を受けなければならない。ただし、設計図書において監督の区分を重点監督とした場合は、除くものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>1-1-15 低入札価格調制度の調査対象工事</b></p> <p>請負者は、当該工事を三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める基準価格を下回る価格で落札した場合においては、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負代金の総額)が3,000万円未満(建築一式工事においては、4,500万円未満)であっても、施工体制台帳及び施工体系図を作成し工事現場に備えるとともに、次に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>(1)請負者は、監督員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。</p> <p>また、書類の提出に際して、その内容のヒアリングを求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。</p> <p>(2)請負者は、監督員が工事実態調査資料の提出を求めた場合は、資料の作成を行い、速やかに監督員に提出しなければならない。なお、調査資料については、別途監督員が指示する。</p> <p>(3)請負者は、工事実態調査資料の内容について、監督員が説明を求めた場合には、これに応じなければならない。</p> <p>なお、監督員からその内容の説明を下請負者へも行う場合があるので、請負者は了知するとともに、下請負者に対し周知しなければならない。</p> <p>(4)請負者は、第1編 1-1-23 監督員による検査(確認を含む)及び立会等の第6項に規定する表1-2段階確認一覧表および表1-3施工状況立会一覧表における確認の程度は、重点監督によるものとしなければならない。</p> <p>なお、一般監督による確認の程度を越える施工状況立会については、臨場を机上によるものとし、請負者は、施工管理記録、写真等の資料を整理し、監督員にこれらを提示し確認を受けなければならない。ただし、設計図書において監督の区分を重点監督とした場合は、除くものとする。</p> <p><u>(5)請負者は、三重県低入札価格調査実施要領第11条に規定する専任の担当技術者を定め、現場代理人等選任通知書を、工事請負契約締結日から7日以内に監督員に提出しなければならない。</u></p> <p><u>また、当該専任の担当技術者について、第1編 1-1-7 CORINSへの登録に規定する工事実績情報の「担当技術者」として、登録機関に登録申請をしなければならない。</u></p>

三重県公共工事共通仕様書（平成21年7月）一部改訂

第1編 共通編 第1章 総則

ページ	条	現行	改訂
1-26 ～ 1-27	1-1-26	<p><b>1-1-26 出来高検査</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 請負者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合又は、契約書第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係る検査を受けなければならない。</li> <li>2. 請負者は、<b>契約書第34条に基づく中間前払金の請求</b>、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に、出来高部分検査要求書及び工事出来形内訳書を作成し、監督員に提出しなければならない。</li> <li>3. 発注者は、出来高検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して、検査日を通知するものとする。</li> <li>4. 検査員は、監督員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として、工事の出来高に関する資料（契約図書及び工事出来高内訳書等）と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、及び出来ばえの検査を行う。</li> <li>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</li> </ol> </li> <li>5. 請負者は、検査員の指示による補修については、本編 1-1-25 の第5項の規定に従うものとする。</li> <li>6. 請負者は、当該既済部分検査については、本編 1-1-23 第3項の規定を準用する。</li> </ol> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>1-1-26 出来高検査</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 請負者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合又は、契約書第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係る検査を受けなければならない。</li> <li>2. 請負者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に、出来高部分検査要求書及び工事出来形内訳書を作成し、監督員に提出しなければならない。</li> <li>3. 発注者は、出来高検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して、検査日を通知するものとする。</li> <li>4. 検査員は、監督員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として、工事の出来高に関する資料（契約図書及び工事出来高内訳書等）と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、及び出来ばえの検査を行う。</li> <li>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</li> </ol> </li> <li>5. 請負者は、検査員の指示による補修については、本編 1-1-25 の第5項の規定に従うものとする。</li> <li>6. 請負者は、当該既済部分検査については、本編 1-1-23 第3項の規定を準用する。</li> </ol> <p><b><u>7. 契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に本編 1-1-30 により履行報告を作成し、監督員に提出しなければならない。</u></b></p>

三重県公共工事共通仕様書（平成21年7月）一部改訂

第13編 漁港漁場編 第1章 材料

ページ	条	現行	改訂
13-5	1-6-1	<p><b>1-6-1 ゴム防舷材</b></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>1. 防舷材に使用するゴムは、次によるものとする。</p> <p>(1) ゴムは、カーボンブラック配合の天然若しくは合成ゴム又はこれらを混合した加硫物でなければならない。</p> <p>(2) ゴムは、耐老化性、耐海水性、<u>耐油性及び</u>耐磨耗性等を有しなければならない。</p> <p>(3) ゴムは、均質で、異物の混入、気泡、きず、き裂及びその他有害な欠点がないものでなければならない。</p> <p>2. 取付用鉄板内蔵型防舷材は、鉄板とゴム本体部を、強固に加硫接着し、鉄板が露出しないようゴムで被覆しなければならない。</p> <p>3. ゴムの物質的性質は、次によらなければならない。</p> <p>(次頁につづく)</p>	<p><b>1-6-1 ゴム防舷材</b></p> <p><u>注) ゴム防舷材については、平成24年3月31日までは従前のおり三重県公共工事共通仕様書（平成21年7月）によることができるものとする。</u></p> <p>1. 防舷材に使用するゴムは、次によるものとする。</p> <p>(1) ゴムは、カーボンブラック配合の天然若しくは合成ゴム又はこれらを混合した加硫物でなければならない。</p> <p>(2) ゴムは、耐老化性、耐海水性・<u>耐オゾン性を有し、更に表面に使用するゴムは、</u>耐磨耗性等を有しなければならない。</p> <p>(3) ゴムは、均質で、異物の混入、気泡、きず、き裂及びその他有害な欠点がないものでなければならない。</p> <p>2. 取付用鉄板内蔵型防舷材は、鉄板とゴム本体部を、強固に加硫接着し、鉄板が露出しないようゴムで被覆しなければならない。</p> <p>3. ゴムの物質的性質は、次によらなければならない。</p>

三重県公共工事共通仕様書（平成21年7月）一部改訂

第13編 漁港漁場編 第1章 材料

ページ	条	現行	改訂																												
13-5	1-6-1	<p>(1) ゴムの物理的性質は、「表1-3 ゴムの物理的性質」の規格に適合しなければならない。</p> <p>(2) 物理試験は、「表1-3 ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250 ゴム-物理試験方法通則」「JIS K 6251 加硫ゴムの引張試験方法」「JIS K 6253 加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの硬さ試験方法」「JIS K 6257 加硫ゴムの老化試験方法」「<u>JIS K 6262 加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの永久ひずみ試験方法</u>」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び<u>圧縮永久ひずみ</u>試験は、次の方法によらなければならない。</p> <table border="0" data-bbox="477 917 1214 1284"> <tr> <td>硬さ試験 (JIS K 6253)</td> <td>デュロメータ硬さ試験 (タイプA)</td> </tr> <tr> <td>老化試験 (JIS K 6257)</td> <td>ノーマルオープン法試験</td> </tr> <tr> <td></td> <td>試験温度 : 70±1 °C</td> </tr> <tr> <td></td> <td>試験時間 : 96<sup>0</sup><sub>-2</sub> 時間</td> </tr> <tr> <td><u>圧縮永久ひずみ試験 (JIS K 6262)</u></td> <td><u>熱処理温度</u> : 70±1 °C</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>熱処理時間</u> : 24<sup>0</sup><sub>-2</sub> 時間</td> </tr> </table> <p>(次頁につづく)</p>	硬さ試験 (JIS K 6253)	デュロメータ硬さ試験 (タイプA)	老化試験 (JIS K 6257)	ノーマルオープン法試験		試験温度 : 70±1 °C		試験時間 : 96 <sup>0</sup> <sub>-2</sub> 時間	<u>圧縮永久ひずみ試験 (JIS K 6262)</u>	<u>熱処理温度</u> : 70±1 °C		<u>熱処理時間</u> : 24 <sup>0</sup> <sub>-2</sub> 時間	<p>(1) ゴムの物理的性質は、「表1-3 ゴムの物理的性質」の規格に適合しなければならない。<u>「表1-3 ゴムの物理的性質」によりがたい場合は、設計図書の定めによるものとする。</u></p> <p>(2) 物理試験は、「表1-3 ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250 ゴム-物理試験方法通則」「JIS K 6251 加硫ゴム<u>及び熱可塑性ゴム-引張特性の求め方</u>」「JIS K 6253 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム<u>-硬さの求め方</u>」「JIS K 6257 加硫ゴム<u>及び熱可塑性ゴム-熱老化特性の求め方</u>」「<u>JIS K 6259 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-耐オゾン性の求め方</u>」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び<u>耐オゾン性</u>試験は、次の方法によらなければならない。</p> <table border="0" data-bbox="1243 917 1973 1332"> <tr> <td>硬さ試験 (JIS K 6253)</td> <td>デュロメータ硬さ試験 (タイプA)</td> </tr> <tr> <td>老化試験 (JIS K 6257)</td> <td>ノーマルオープン <u>A-2</u> 法試験</td> </tr> <tr> <td></td> <td>試験温度 : 70±1 °C</td> </tr> <tr> <td></td> <td>試験時間 : 96<sup>+0</sup><sub>-2</sub> 時間</td> </tr> <tr> <td><u>耐オゾン試験 (JIS K 6259)</u></td> <td><u>オゾン濃度</u> : 50±5pphm</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>試験温度</u> : 40±2°C</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>試験時間</u> : 72時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>伸度</u> : 20±2%伸度</td> </tr> </table>	硬さ試験 (JIS K 6253)	デュロメータ硬さ試験 (タイプA)	老化試験 (JIS K 6257)	ノーマルオープン <u>A-2</u> 法試験		試験温度 : 70±1 °C		試験時間 : 96 <sup>+0</sup> <sub>-2</sub> 時間	<u>耐オゾン試験 (JIS K 6259)</u>	<u>オゾン濃度</u> : 50±5pphm		<u>試験温度</u> : 40±2°C		<u>試験時間</u> : 72時間		<u>伸度</u> : 20±2%伸度
硬さ試験 (JIS K 6253)	デュロメータ硬さ試験 (タイプA)																														
老化試験 (JIS K 6257)	ノーマルオープン法試験																														
	試験温度 : 70±1 °C																														
	試験時間 : 96 <sup>0</sup> <sub>-2</sub> 時間																														
<u>圧縮永久ひずみ試験 (JIS K 6262)</u>	<u>熱処理温度</u> : 70±1 °C																														
	<u>熱処理時間</u> : 24 <sup>0</sup> <sub>-2</sub> 時間																														
硬さ試験 (JIS K 6253)	デュロメータ硬さ試験 (タイプA)																														
老化試験 (JIS K 6257)	ノーマルオープン <u>A-2</u> 法試験																														
	試験温度 : 70±1 °C																														
	試験時間 : 96 <sup>+0</sup> <sub>-2</sub> 時間																														
<u>耐オゾン試験 (JIS K 6259)</u>	<u>オゾン濃度</u> : 50±5pphm																														
	<u>試験温度</u> : 40±2°C																														
	<u>試験時間</u> : 72時間																														
	<u>伸度</u> : 20±2%伸度																														

ページ	条	現行	改訂																																																
13-5	1-6-1	<p style="text-align: center;">表1-3 ゴムの物理的性質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">試験項目</th> <th>基準値</th> <th>試験規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">強伸度試験</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">老化前</td> <td>引張強さ <b>16MPa以上</b></td> <td>JIS K 6251</td> </tr> <tr> <td></td> <td>伸び <b>350%以上</b></td> <td>JIS K 6251</td> </tr> <tr> <td></td> <td>硬さ <b>72度以下</b></td> <td>JIS K 6253</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">老化後</td> <td>引張強さ <u>老化前値の80%以上</u></td> <td><u>JIS K 6251</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>伸び <u>老化前値の80%以上</u></td> <td><u>JIS K 6251</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>硬さ <u>老化前値の+8度以内かつ76度以下</u></td> <td><u>JIS K 6253</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>圧縮永久ひずみ試験</b></td> <td><b>30%以下</b></td> <td><b>JIS K 6262</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p>	試験項目		基準値	試験規格	強伸度試験	老化前	引張強さ <b>16MPa以上</b>	JIS K 6251		伸び <b>350%以上</b>	JIS K 6251		硬さ <b>72度以下</b>	JIS K 6253		老化後	引張強さ <u>老化前値の80%以上</u>	<u>JIS K 6251</u>			伸び <u>老化前値の80%以上</u>	<u>JIS K 6251</u>			硬さ <u>老化前値の+8度以内かつ76度以下</u>	<u>JIS K 6253</u>	<b>圧縮永久ひずみ試験</b>		<b>30%以下</b>	<b>JIS K 6262</b>	<p style="text-align: center;">表1-3 ゴムの物理的性質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">試験項目</th> <th>基準値</th> <th>試験規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">促進老化試験</td> <td>引張強さ</td> <td><b>加熱前値の80%以上</b></td> <td>JIS K 6251</td> </tr> <tr> <td>伸び</td> <td><b>加熱前値の80%以上</b></td> <td>JIS K 6251</td> </tr> <tr> <td>硬さ</td> <td><b>加熱前値の+8を超えないこと</b></td> <td>JIS K 6253</td> </tr> <tr> <td><b>耐オゾン性</b></td> <td><b>静的オゾン劣化</b></td> <td><b>72時間後に目視でき裂発生がないこと</b></td> <td><b>JIS K 6259</b></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>4. ゴム防舷材の耐久性は次の性能を有するものとする。耐久性を有することについて、請負者はゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</b></p> <p><b>耐久性：市販されている形状・性能等級が同等な最小サイズ以上の防舷材を用い、最大150秒間隔でメーカーの定める標準歪率まで3,000回の繰り返し圧縮試験を実施してもクラックや欠陥がないこと。</b></p> <p><b>5. 防舷材の取付金具の種類、材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。</b></p>	試験項目		基準値	試験規格	促進老化試験	引張強さ	<b>加熱前値の80%以上</b>	JIS K 6251	伸び	<b>加熱前値の80%以上</b>	JIS K 6251	硬さ	<b>加熱前値の+8を超えないこと</b>	JIS K 6253	<b>耐オゾン性</b>	<b>静的オゾン劣化</b>	<b>72時間後に目視でき裂発生がないこと</b>	<b>JIS K 6259</b>
試験項目		基準値	試験規格																																																
強伸度試験	老化前	引張強さ <b>16MPa以上</b>	JIS K 6251																																																
		伸び <b>350%以上</b>	JIS K 6251																																																
		硬さ <b>72度以下</b>	JIS K 6253																																																
	老化後	引張強さ <u>老化前値の80%以上</u>	<u>JIS K 6251</u>																																																
		伸び <u>老化前値の80%以上</u>	<u>JIS K 6251</u>																																																
		硬さ <u>老化前値の+8度以内かつ76度以下</u>	<u>JIS K 6253</u>																																																
<b>圧縮永久ひずみ試験</b>		<b>30%以下</b>	<b>JIS K 6262</b>																																																
試験項目		基準値	試験規格																																																
促進老化試験	引張強さ	<b>加熱前値の80%以上</b>	JIS K 6251																																																
	伸び	<b>加熱前値の80%以上</b>	JIS K 6251																																																
	硬さ	<b>加熱前値の+8を超えないこと</b>	JIS K 6253																																																
<b>耐オゾン性</b>	<b>静的オゾン劣化</b>	<b>72時間後に目視でき裂発生がないこと</b>	<b>JIS K 6259</b>																																																

三重県公共工事共通仕様書（平成21年7月）一部改訂

第13編 漁港漁場編 第1章 材料

ページ	条	現行	改訂
13-6	1-7-1	<p><b>1-7-1 係船柱</b></p> <p>1. 係船柱及び付属品の材質は、「表1-<u>5</u>-1 係船柱及び付属品の材質」の規格に適合しなければならない。</p>	<p><b>1-7-1 係船柱</b></p> <p>1. 係船柱及び付属品の材質は、「表1-<u>4</u>-1 係船柱及び付属品の材質」の規格に適合しなければならない。</p>

三重県公共工事共通仕様書（平成21年7月）一部改訂

第13編 漁港漁場編 第2章 一般施工

ページ	条	現行	改訂
13-9		<p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、各工事において共通的に使用する浚渫工、海上地盤改良工、基礎工、本土工（ケーソン式）、本土工（ブロック式）、本土工（場所打式）、本土工（捨石・捨ブロック式）、本土工（鋼矢板式）、本土工（コンクリート矢板式）、本土工（鋼杭式）、本土工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、維持補修工、魚礁工、着定基質工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。</p>	<p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、各工事において共通的に使用する浚渫工、海上地盤改良工、基礎工、本土工（ケーソン式）、本土工（ブロック式）、本土工（場所打式）、本土工（捨石・捨ブロック式）、本土工（鋼矢板式）、本土工（コンクリート矢板式）、本土工（鋼杭式）、本土工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、維持補修工、魚礁工、着定基質工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。</p> <p><u>注）ゴム防舷材については、品質規定の変更（世界標準PIANC2002へ準拠）に伴い、ゴム防舷材耐久性証明書が必要となるため、移行期間として平成24年3月31日までは従前のおり三重県公共工事共通仕様書（平成21年7月）によることができるものとする。</u></p>
13-38 ～ 13-39	2-16-3	<p><b>2-16-3 防舷材工</b></p> <p>1. 防 舷 材</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>（次頁につづく）</p>	<p><b>2-16-3 防舷材工</b></p> <p>1. 防 舷 材</p> <p><u>注）ゴム防舷材については、平成24年3月31日までは従前のおり三重県公共工事共通仕様書（平成21年7月）によることができるものとする。</u></p>

三重県公共工事共通仕様書（平成21年7月）一部改訂

第13編 漁港漁場編 第2章 一般施工

ページ	条	現行	改訂																									
13-38 ～ 13-39	2-16-3	<p>(1) 製作</p> <p>ロ) ゴム防舷材の形状寸法及びボルト孔の寸法に関する許容範囲は、「表2-2 形状寸法の許容範囲」及び「表2-3 ボルト孔寸法の許容範囲」に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-2 形状寸法の許容範囲</p> <table border="1" data-bbox="524 639 1144 900"> <thead> <tr> <th>寸法</th> <th>長さ・幅・高さ</th> <th>肉厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">許容範囲</td> <td>+4%</td> <td>+8%</td> </tr> <tr> <td>-2%</td> <td>-2% (ただし、300H以下は、+10%、-5%)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表2-3 ボルト孔寸法の許容範囲</p> <table border="1" data-bbox="524 970 1144 1128"> <thead> <tr> <th>寸法</th> <th>ボルト孔径</th> <th>ボルト孔中心間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許容範囲</td> <td>±2mm</td> <td>±4mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>(次頁につづく)</p>	寸法	長さ・幅・高さ	肉厚	許容範囲	+4%	+8%	-2%	-2% (ただし、300H以下は、+10%、-5%)	寸法	ボルト孔径	ボルト孔中心間隔	許容範囲	±2mm	±4mm	<p>(1) 製作</p> <p>ロ) ゴム防舷材の形状寸法及びボルト孔の寸法に関する許容範囲は、「表2-2 形状寸法及びボルト孔寸法の許容範囲」に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-2 形状寸法及びボルト孔寸法の許容範囲</p> <table border="1" data-bbox="1263 639 1928 906"> <thead> <tr> <th>寸法</th> <th>長さ・幅・高さ</th> <th>ボルト孔径</th> <th>ボルト孔中心間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">許容範囲</td> <td>+4%</td> <td>±2mm</td> <td>±4mm</td> </tr> <tr> <td>-2%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(削除)</u></p>	寸法	長さ・幅・高さ	ボルト孔径	ボルト孔中心間隔	許容範囲	+4%	±2mm	±4mm	-2%		
寸法	長さ・幅・高さ	肉厚																										
許容範囲	+4%	+8%																										
	-2%	-2% (ただし、300H以下は、+10%、-5%)																										
寸法	ボルト孔径	ボルト孔中心間隔																										
許容範囲	±2mm	±4mm																										
寸法	長さ・幅・高さ	ボルト孔径	ボルト孔中心間隔																									
許容範囲	+4%	±2mm	±4mm																									
	-2%																											



三重県公共工事共通仕様書（平成21年7月）一部改訂

第13編 漁港漁場編 第2章 一般施工

ページ	条	現行	改訂
13-38 ～ 13-39	2-16-3	<p>ハ) ゴム防舷材の性能試験は、次によらなければならない。</p> <p>(ロ) 試験は、<u>防舷材の標準性能曲線により求まるエネルギー吸収値と反力値との比が最大となるまで圧縮しなければならない。</u>性能は、<u>圧縮中に吸収されたエネルギー及び</u>発生した最大反力値をもって、表さなければならない。</p> <p>なお、性能<u>試験</u>による試験値は、規定値に対して、最大反力値はそれ以下、エネルギー吸収値はそれ以上でなければならない。漁港用防舷材を使用する場合は設計図書の定めによるものとする。</p> <p>ニ) 請負者は、ゴム防舷材本体には、次の事項を表示しなければならない。</p> <p>(ニ) <u>ゴム質</u></p> <p>(2) 施 工</p> <p>① ゴム防舷材</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>ハ) ゴム防舷材の性能試験は、次によらなければならない。</p> <p>(ロ) 試験は、<u>すくなくともメーカーが推奨する最大設計歪みまで圧縮を行うものとする。また、</u>性能は、<u>防舷材に要求される吸収エネルギーとそれまでに</u>発生した最大反力値をもって、表さなければならない。なお、性能<u>曲線</u>による試験値は、規定値に対して、最大反力値はそれ以下、エネルギー吸収値はそれ以上でなければならない。漁港用防舷材を使用する場合は設計図書の定めによるものとする。</p> <p>ニ) 請負者は、ゴム防舷材本体には、次の事項を表示しなければならない。</p> <p>(ニ) <u>品番 (タイプ、性能等級)</u></p> <p>(2) 施 工</p> <p>① ゴム防舷材</p> <p><u>(ハ) 防舷材の設計において、温度や接岸速度がゴム防舷材の性能に及ぼす影響を考慮している場合には、品質管理の観点から温度係数・速度係数を表す性能を示すデータを事前に監督員に提出して承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(「防舷材システム設計の指針 2002 (国際航路会議) 参照」)</u></p>

三重県公共工事共通仕様書（平成21年7月）一部改訂  
品質管理基準及び規格値 38 [漁港漁場]

ページ	条	現行	改訂																																																																																																								
334		<p>6. 防眩材・滑り材 6-1 ゴム防眩材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>管理項目</th> <th>管理内容</th> <th>管理方法</th> <th>品質規格</th> <th>測定頻度</th> <th>結果の整理方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1) ゴム防眩材</td> <td>材質</td> <td>ゴムの物理試験（引張試験、硬さ試験、老化試験等）による材質が第13編 表1-4に適合していること。</td> <td>製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認</td> <td>第13編 表1-4 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253 JIS K 6257 <b>JIS K 6262</b></td> <td>製造前</td> <td>試験成績表（検査証明書）を提出</td> <td></td> </tr> <tr> <td>性能</td> <td>反力及び吸収エネルギー</td> <td>(物) による。</td> <td>(物) による。</td> <td>納入前</td> <td>試験成績表（検査証明書）を提出</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外観</td> <td>有害な傷等がないこと。</td> <td>観察</td> <td>異常が認められないこと。</td> <td>納入時、適宜</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>形状寸法</td> <td>長さ、幅、高さ、肉厚、ボルトの穴径及び中心間隔等</td> <td>製造工場の測定結果表により確認</td> <td>(物) 及び監督員が承諾した詳細図等</td> <td>納入前、全数</td> <td>工場の測定表を提出</td> <td><b>長さ・幅・高さ・肉厚</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2) 取付金具</td> <td>外観</td> <td>有害な傷等がないこと。</td> <td>観察</td> <td>異常が認められないこと。</td> <td>納入時、適宜</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>形状寸法</td> <td>(物) の形状寸法に適合していること。</td> <td>観察</td> <td>(物) 及び監督員が承諾した詳細図等</td> <td>納入時、適宜</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	1) ゴム防眩材	材質	ゴムの物理試験（引張試験、硬さ試験、老化試験等）による材質が第13編 表1-4に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	第13編 表1-4 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253 JIS K 6257 <b>JIS K 6262</b>	製造前	試験成績表（検査証明書）を提出		性能	反力及び吸収エネルギー	(物) による。	(物) による。	納入前	試験成績表（検査証明書）を提出		外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	納入時、適宜			形状寸法	長さ、幅、高さ、肉厚、ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認	(物) 及び監督員が承諾した詳細図等	納入前、全数	工場の測定表を提出	<b>長さ・幅・高さ・肉厚</b>	2) 取付金具	外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	納入時、適宜			形状寸法	(物) の形状寸法に適合していること。	観察	(物) 及び監督員が承諾した詳細図等	納入時、適宜			<p>6. 防眩材・滑り材 6-1 ゴム防眩材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>管理項目</th> <th>管理内容</th> <th>管理方法</th> <th>品質規格</th> <th>測定頻度</th> <th>結果の整理方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1) ゴム防眩材</td> <td>材質</td> <td>ゴムの物理試験（引張試験、硬さ試験、老化試験等）による材質が第13編 表1-4に適合していること。</td> <td>製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認</td> <td>第13編 表1-4 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253 JIS K 6257 <b>JIS K 6262</b></td> <td>製造前</td> <td>試験成績表（検査証明書）を提出</td> <td><b>平成24年5月31日までは従来の通り三重県公営工事標準仕様書（完成物生年月）によることで変更ものとする。</b></td> </tr> <tr> <td>性能</td> <td>反力及び吸収エネルギー</td> <td>(物) による。 <b>製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認</b></td> <td>(物) による。</td> <td>納入前 <b>10本以上1本</b></td> <td>試験成績表（検査証明書）を提出</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外観</td> <td>有害な傷等がないこと。</td> <td>観察</td> <td>異常が認められないこと。</td> <td>納入時、適宜</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>形状寸法</td> <td>長さ、幅、高さ、肉厚、ボルトの穴径及び中心間隔等</td> <td>製造工場の測定結果表により確認</td> <td>(物) 及び監督員が承諾した詳細図等</td> <td>納入前、全数</td> <td>工場の測定表を提出</td> <td><b>製造工場の測定結果表により確認し、別紙(物)に準拠</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2) 取付金具</td> <td>外観</td> <td>有害な傷等がないこと。</td> <td>観察</td> <td>異常が認められないこと。</td> <td>納入時、適宜</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>形状寸法</td> <td>(物) の形状寸法に適合していること。</td> <td>観察</td> <td>(物) 及び監督員が承諾した詳細図等</td> <td>納入時、適宜</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	1) ゴム防眩材	材質	ゴムの物理試験（引張試験、硬さ試験、老化試験等）による材質が第13編 表1-4に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	第13編 表1-4 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253 JIS K 6257 <b>JIS K 6262</b>	製造前	試験成績表（検査証明書）を提出	<b>平成24年5月31日までは従来の通り三重県公営工事標準仕様書（完成物生年月）によることで変更ものとする。</b>	性能	反力及び吸収エネルギー	(物) による。 <b>製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認</b>	(物) による。	納入前 <b>10本以上1本</b>	試験成績表（検査証明書）を提出		外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	納入時、適宜			形状寸法	長さ、幅、高さ、肉厚、ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認	(物) 及び監督員が承諾した詳細図等	納入前、全数	工場の測定表を提出	<b>製造工場の測定結果表により確認し、別紙(物)に準拠</b>	2) 取付金具	外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	納入時、適宜			形状寸法	(物) の形状寸法に適合していること。	観察	(物) 及び監督員が承諾した詳細図等	納入時、適宜		
区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考																																																																																																				
1) ゴム防眩材	材質	ゴムの物理試験（引張試験、硬さ試験、老化試験等）による材質が第13編 表1-4に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	第13編 表1-4 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253 JIS K 6257 <b>JIS K 6262</b>	製造前	試験成績表（検査証明書）を提出																																																																																																					
	性能	反力及び吸収エネルギー	(物) による。	(物) による。	納入前	試験成績表（検査証明書）を提出																																																																																																					
	外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	納入時、適宜																																																																																																						
	形状寸法	長さ、幅、高さ、肉厚、ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認	(物) 及び監督員が承諾した詳細図等	納入前、全数	工場の測定表を提出	<b>長さ・幅・高さ・肉厚</b>																																																																																																				
2) 取付金具	外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	納入時、適宜																																																																																																						
	形状寸法	(物) の形状寸法に適合していること。	観察	(物) 及び監督員が承諾した詳細図等	納入時、適宜																																																																																																						
区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考																																																																																																				
1) ゴム防眩材	材質	ゴムの物理試験（引張試験、硬さ試験、老化試験等）による材質が第13編 表1-4に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	第13編 表1-4 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253 JIS K 6257 <b>JIS K 6262</b>	製造前	試験成績表（検査証明書）を提出	<b>平成24年5月31日までは従来の通り三重県公営工事標準仕様書（完成物生年月）によることで変更ものとする。</b>																																																																																																				
	性能	反力及び吸収エネルギー	(物) による。 <b>製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認</b>	(物) による。	納入前 <b>10本以上1本</b>	試験成績表（検査証明書）を提出																																																																																																					
	外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	納入時、適宜																																																																																																						
	形状寸法	長さ、幅、高さ、肉厚、ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認	(物) 及び監督員が承諾した詳細図等	納入前、全数	工場の測定表を提出	<b>製造工場の測定結果表により確認し、別紙(物)に準拠</b>																																																																																																				
2) 取付金具	外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	納入時、適宜																																																																																																						
	形状寸法	(物) の形状寸法に適合していること。	観察	(物) 及び監督員が承諾した詳細図等	納入時、適宜																																																																																																						